

監 査 公 表

多監公第 6 号

地方自治法第199条第9項の規定により令和元年度定期監査の結果について次のとおり公表する。

令和元年6月19日

多久市監査委員 眞 木 國 男
多久市監査委員 野 北 悟

監 査 結 果 報 告 書

第1 監査実施年月日

監 査 実 施 期 間	監 査 部 署
令和元年5月15日～令和元年6月13日	議 会 事 務 局

第2 監査執行者

多久市監査委員 眞木 國男
多久市監査委員 野 北 悟

第3 監査の項目

- (1) 財務に関する事務の執行
- (2) 事務事業の執行

第4 監査の観点

- (1) 収支の数値等に誤りが無く正確に執行されているか
- (2) 法令等に従って適正に執行されているか
- (3) 事務処理は適切に行われているか
- (4) 帳簿書類の記載整理保管は適切に行われているか
- (5) 契約事務は適正に行われているか
- (6) 備品の管理は適正に行われているか

第5 監査の結果

財務に関する事務の執行を、監査の観点に留意し、関係諸帳簿類の確認及び聞き取り等により監査を行った。

この結果、事務の処理、書類の整備等は、概ね適正に処理されていると認められた。

【議会事務局】

1 指摘事項

該当事項なし

2 注意を求める事項

該当事項なし

監 査 公 表

多監公第 7 号

地方自治法第 199 条第 9 項の規定により令和元年度定期監査の結果について次のとおり公表する。

令和元年 12 月 2 日

多久市監査委員 眞 木 國 男
多久市監査委員 野 北 悟

監 査 結 果 報 告 書

第 1 監査実施年月日

監 査 実 施 期 間	監 査 部 署
令和元年 10 月 3 日～令和元年 11 月 13 日	総務課
令和元年 10 月 3 日～令和元年 11 月 13 日	選挙管理委員会事務局
令和元年 10 月 2 日～令和元年 11 月 13 日	防災安全課
令和元年 10 月 7 日～令和元年 11 月 13 日	総合政策課
令和元年 10 月 1 日～令和元年 11 月 13 日	財政課

第 2 監査執行者

多久市監査委員 眞木 國男
多久市監査委員 野 北 悟

第 3 監査の項目

- (1) 財務に関する事務の執行
- (2) 事業に関する事務の執行

第 4 監査の観点

- (1) 収支の数値等に誤りが無く正確に執行されているか
- (2) 法令等に従って適正に執行されているか
- (3) 事務処理は適切に行われているか

- (4) 契約事務は適正に行われているか
- (5) 備品の管理は適正に行われているか

第5 監査の結果

財務及び事業に関する事務の執行を、監査の観点に留意し、関係諸帳簿類の確認及び聞き取り等により監査を行った。

この結果、事務の処理、書類の整備等は、概ね適正に処理されていると認められた。

【総務課】

- 1 指摘事項
該当事項なし
- 2 注意を求める事項
該当事項なし

【選挙管理委員会事務局】

- 1 指摘事項
該当事項なし
- 2 注意を求める事項
該当事項なし

【防災安全課】

- 1 指摘事項
該当事項なし
- 2 注意を求める事項
消耗品購入において、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号を適用して随意契約をされているものがあるが、50万円を超えているものについては入札をすべきである。

【総合政策課】

- 1 指摘事項
該当事項なし
- 2 注意を求める事項
該当事項なし

【財 政 課】

- 1 指摘事項
該当事項なし
- 2 注意を求める事項
 - 1 多久消防署南側運動場コンクリートブロック補修工事において、契約日前に解体材処分が行われている。契約内容に沿い適正に行われたい。(契約 7/1 工期 7/2～ 解体材処分 6/29)
 - 2 随意契約を締結されているものの中で、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号を適用しているものがあるが、予定価格が50万円を超えているものについては入札をすべきである。(泉町地区雑木伐採業務委託)

監 査 公 表

多監公第 8 号

地方自治法第199条第9項の規定により令和元年度定期監査の結果について次のとおり公表する。

令和元年12月6日

多久市監査委員 眞木 國男
多久市監査委員 野 北 悟

監 査 結 果 報 告 書

第1 監査実施年月日

監 査 実 施 期 間	監 査 部 署
令和元年10月15日～令和元年11月25日	会 計 課
令和元年10月15日～令和元年11月25日	税 務 課
令和元年10月16日～令和元年11月25日	水 道 課

第2 監査執行者

多久市監査委員 眞木 國男
多久市監査委員 野 北 悟

第3 監査の項目

- (1) 財務に関する事務の執行
- (2) 事務事業の執行

第4 監査の観点

- (7) 収支の数値等に誤りが無く正確に執行されているか
- (8) 法令等に従って適正に執行されているか
- (9) 事務処理は適切に行われているか
- (10) 契約事務は適正に行われているか
- (11) 備品の管理は適正に行われているか

第5 監査の結果

財務に関する事務の執行を、監査の観点に留意し、関係諸帳簿類の確認及び聞き取り等により監査を行った。

この結果、事務の処理、書類の整備等は、概ね適正に処理されていると認められた。

【会計課】

1 指摘事項

該当事項なし

2 注意を求める事項

該当事項なし

【税務課】

1 指摘事項

該当事項なし

2 注意を求める事項

該当事項なし

【水道課】

1 指摘事項

該当事項なし

2 注意を求める事項

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号を適用し、随意契約を締結されているものの中で、2者に対し見積り依頼をし、1者が辞退のために2号を適用しているものがあるが、本案件は、予定価格が多久市財務規則第100条第1項で定める金額を超え、且つ2社に見積りを依頼できるのであれば2号には該当しないため、入札に付すべきである。

(令和元年度新地方公営企業会計及び消費税計算に係る指導・助言業務委託契約)

監 査 公 表

多監公第 1 号

地方自治法第199条第9項の規定により令和元年度定期監査の結果について次のとおり公表する。

令和2年1月7日

多久市監査委員 眞木 國男
多久市監査委員 野 北 悟

監 査 結 果 報 告 書

第1 監査実施年月日

監 査 実 施 期 間	監 査 部 署
令和元年11月11日～令和元年12月25日	情 報 課
令和元年11月7日～令和元年12月25日	広域クリーンセンター推進課
令和元年11月12日～令和元年12月25日	福 祉 課
令和元年11月11日～令和元年12月25日	人権・同和対策課
令和元年11月7日～令和元年12月25日	都市計画課
令和元年11月8日～令和元年12月25日	市立病院

第2 監査執行者

多久市監査委員 眞木 國男
多久市監査委員 野 北 悟

第3 監査の項目

- (1) 財務に関する事務の執行
- (2) 事業に関する事務の執行

第4 監査の観点

- (1) 収支の数値等に誤りが無く正確に執行されているか
- (2) 法令等に従って適正に執行されているか
- (3) 事務処理は適切に行われているか

- (4) 契約事務は適正に行われているか
- (5) 備品の管理は適正に行われているか

第5 監査の結果

財務及び事業に関する事務の執行を、監査の観点に留意し、関係諸帳簿類の確認及び聞き取り等により監査を行った。

この結果、事務の処理、書類の整備等は、概ね適正に処理されていると認められた。

【情報課】

- 1 指摘事項
該当事項なし
- 2 注意を求める事項
該当事項なし

【広域クリーンセンター推進課】

- 1 指摘事項
該当事項なし
- 2 注意を求める事項
該当事項なし

【福祉課】

- 1 指摘事項
該当事項なし
- 2 注意を求める事項
該当事項なし

【人権・同和対策課】

- 1 指摘事項
該当事項なし
- 2 注意を求める事項
該当事項なし

【都市計画課】

- 1 指摘事項
該当事項なし
- 2 注意を求める事項
両の原区No.1、No.2 マンホールポンプ特別調査業務委託契約において、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号を適用して随意契約をされているが、3者に見積り依頼をされている。結果として2者が辞退されているが、入札に付すべき事案である。

【市立病院】

- 1 指摘事項
該当事項なし
- 2 注意を求める事項
物品購入契約において、見積り比較により購入されているものがあるが、予定価格が多久市財務規則第100条第1項で定める金額を超え、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第1号にも該当しない。入札に付すべき案件である。

監 査 公 表

多監公第 2 号

地方自治法第199条第9項の規定により令和元年度定期監査の結果について次のとおり公表する。

令和2年3月5日

多久市監査委員 眞木 國男
多久市監査委員 野 北 悟

監 査 結 果 報 告 書

第1 監査実施年月日

監 査 実 施 期 間	監 査 部 署
令和2年1月14日～令和2年2月25日	地域包括支援課
令和2年1月27日～令和2年2月25日	建設課
令和2年1月14日～令和2年2月25日	教育委員会 教育振興課
令和2年1月16日～令和2年2月25日	教育委員会 学校教育課

第2 監査執行者

多久市監査委員 眞木 國男
多久市監査委員 野 北 悟

第3 監査の項目

- (1) 財務に関する事務の執行
- (2) 事業に関する事務の執行

第4 監査の観点

- (1) 収支の数値等に誤りが無く正確に執行されているか
- (2) 法令等に従って適正に執行されているか
- (3) 事務処理は適切に行われているか
- (4) 契約事務は適正に行われているか

(5) 備品の管理は適正に行われているか

第5 監査の結果

財務及び事業に関する事務の執行を、監査の観点に留意し、関係諸帳簿類の確認及び聞き取り等により監査を行った。

この結果、事務の処理、書類の整備等は、概ね適正に処理されていると認められた。

【地域包括支援課】

1 指摘事項

該当事項なし

2 注意を求める事項

該当事項なし

【建設課】

1 指摘事項

該当事項なし

2 注意を求める事項

マイナンバー（個人番号）届出書が簿冊に綴じたままで、簿冊の保管場所も施錠されていない。マイナンバー法により、収集したマイナンバーが漏えい、滅失、毀損等がないよう定められている。課で保管をせず、財務会計で必要なものは直ちに会計課へ提出し、提出不要であるものはシュレッダーにかけるなど、確実に処分をすべきである。

【教育振興課】

1 指摘事項

該当事項なし

2 注意を求める事項

該当事項なし

【学校教育課】

1 指摘事項

該当事項なし

2 注意を求める事項

平成30年度佐賀県学校給食共同調理場等衛生検査（立入検査）において改善指導を受け、女子トイレ、男子トイレ、来客用トイレの洋式化と、室内に手洗いを増設する工事を行っているが、それぞれ地方自治法施行令第167条の2第1項第1号を適用して随意契約を行っている。1つの案件として発注できるものを分けることは、契約方法の問題だけでなく、契約金額の妥当性についても疑問が生じることになる。適正な事務処理をされたい。

監 査 公 表

多監公第 3 号

地方自治法第199条第9項の規定により令和元年度定期監査の結果について次のとおり公表する。

令和2年3月26日

多久市監査委員 眞木 國男
多久市監査委員 野 北 悟

監 査 結 果 報 告 書

第1 監査実施年月日

監 査 実 施 期 間	監 査 部 署
令和2年2月 7 日～令和2年3月19日	市民生活課
令和2年2月 6 日～令和2年3月19日	健康増進課
令和2年2月10 日～令和2年3月19日	農林課
令和2年2月10 日～令和2年3月19日	農業委員会事務局
令和2年2月10 日～令和2年3月19日	商工観光課

第2 監査執行者

多久市監査委員 眞木 國男
多久市監査委員 野 北 悟

第3 監査の項目

- (1) 財務に関する事務の執行
- (2) 事業に関する事務の執行

第4 監査の観点

- (1) 収支の数値等に誤りが無く正確に執行されているか
- (2) 法令等に従って適正に執行されているか
- (3) 事務処理は適切に行われているか

- (4) 契約事務は適正に行われているか
- (5) 備品の管理は適正に行われているか

第5 監査の結果

財務及び事業に関する事務の執行を、監査の観点に留意し、関係諸帳簿類の確認及び聞き取り等により監査を行った。

この結果、事務の処理、書類の整備等は、概ね適正に処理されていると認められた。

【市民生活課】

- 1 指摘事項
該当事項なし
- 2 注意を求める事項
該当事項なし

【健康増進課】

- 1 指摘事項
該当事項なし
- 2 注意を求める事項
該当事項なし

【農林課】

- 1 指摘事項
該当事項なし
- 2 注意を求める事項
該当事項なし

【農業委員会事務局】

1 指摘事項
該当事項なし

2 注意を求める事項
該当事項なし

【商工観光課】

1 指摘事項
該当事項なし

2 注意を求める事項
該当事項なし

監 査 公 表

多監公第 4 号

地方自治法第199条第9項の規定により令和元年度財政援助団体等監査の結果について次のとおり公表する。

令和2年3月26日

多久市監査委員 眞 木 國 男
多久市監査委員 野 北 悟

1 監査実施年月日

監 査 実 施 期 間	監 査 部 署
令和2年1月16日～令和2年2月25日	一般財団法人 多久市体育協会
令和2年2月10日～令和2年3月19日	多久市観光協会

財政援助団体監査結果報告書

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定に基づく監査

2 監査の期間

令和2年1月16日から2月25日まで

3 監査の対象

団体：一般財団法人 多久市体育協会

所管課：教育振興課

4 監査の項目

平成30年度に交付した補助金にかかる出納その他の事務

補助金の名称

*社会体育事業補助金 補助額 5,563,800円

*スポーツ振興事業補助金 補助額 1,700,000円

5 監査の方法及び観点

監査の実施にあたっては、主に次の事項が適正におこなわれているかどうかについて、財政援助団体及び所管課から関係書類の提出を求め、関係諸帳簿及び証拠書類との照合による書類審査、並びに関係者及び関係職員から説明を聴取し実施した。

6 除斥

監査委員野北悟は、平成30年度においては一般財団法人多久市体育協会の監事であったことから、地方自治法第199条の2の規定に基づき、除斥とした。

第2 監査の結果

財務に関する事務の執行を、監査の観点に留意し、関係諸帳簿類の確認及び聞き取り等により監査を行った。

この結果、事務の処理、書類の整備等は、概ね適切に処理されていると認められた。

【一般財団法人 多久市体育協会】

1 指摘事項

該当事項なし

2 注意を求める事項

補助金申請関係、その他事務手続きにおいて、起案が文書で行われていない。

前回の監査でも注意をされているが、事務処理規程に沿った手続きを行われたい。

【所管課：教育振興課】

1 指摘事項

該当事項なし

2 注意を求める事項

該当事項なし

財政援助団体監査結果報告書

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定に基づく監査

2 監査の期間

令和2年2月10日から3月19日まで

3 監査の対象

団体： 多久市観光協会

所管課： 商工観光課

4 監査の項目

平成30年度に交付した補助金にかかる出納その他の事務

補助金の名称

*観光協会事業補助金 補助額 7,512,000円

*魅力アップ事業補助金 補助額 8,386,000円

5 監査の方法及び観点

監査の実施にあたっては、主に次の事項が適正におこなわれているかどうかについて、財政援助団体及び所管課から関係書類の提出を求め、関係諸帳簿及び証拠書類との照合による書類審査、並びに関係者及び関係職員から説明を聴取し実施した。

第2 監査の結果

財務に関する事務の執行を、監査の観点に留意し、関係諸帳簿類の確認及び聞き取り等により監査を行った。

この結果、事務の処理、書類の整備等は、概ね適切に処理されていると認められた。

【多久市観光協会】

1 指摘事項

該当事項なし

2 注意を求める事項

該当事項なし

【所管課：商工観光課】

1 指摘事項

該当事項なし

2 注意を求める事項

該当事項なし

